

法的義務になった

学校現場での

「合理的配慮の提供」

～全ての障害のある児童生徒等の充実した学習のために～



平成28年1月



鹿児島県教育委員会

全ての学校、全ての学級で…

本当に!?

「先生! 合理的配慮をお願いします!!」

…と、要望されるかもしれません

※ 平成24年に行われた文部科学省の調査では、学習面または、行動面で著しい困難を示すなど特別な配慮の必要がある児童生徒が、通常学級には、6.5%在籍すると推定されています。

Q：学校現場における「合理的配慮の提供」とは？

A：障害のある児童生徒等が、学校教育を受ける上で生じる障壁をできるだけなくすように、**環境の調整や、意思疎通の配慮、ルールを変更するなど個に応じた適切な工夫をすることです。**

- ★ 平成28年4月から施行される「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**（障害者差別解消法）」によって**法的義務となりました。**
- ★ 障害者差別解消法における「障害者」とは、**診断書や、障害者手帳などの有無で判断するものではありません。**
- ★ 合理的配慮を行う条件としては、学校の設置者及び学校に対して、**体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものです。**
- ★ 法令に基づき又は財政措置により、国、都道府県、各市町村で、教育環境の整備をそれぞれ行います。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「**基礎的環境整備**」と呼びます。学校は、「**基礎的環境整備**」に応じて「**合理的配慮**」を提供しなければなりません。学校によって基礎的環境整備の状況は異なるので、可能となる合理的配慮の内容も異なります。
- ★ **合理的配慮は3観点11項目**で整理されています

【観点①】 教育内容・方法	<<①—1 教育内容>> 【①—1—1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 【①—1—2】学習内容の変更・調整 <<①—2 教育方法>> 【①—2—1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮 【①—2—2】学習機会や体験の確保 【①—2—3】心理面・健康面の配慮
【観点②】 支援体制	【②—1】専門性のある指導体制の整備 【②—2】幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 【②—3】災害時等の支援体制の整備
【観点③】 施設・設備	【③—1】校内環境のバリアフリー化 【③—2】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 【③—3】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

★ 基礎的環境整備は 8 項目で整理されています

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

Q：具体的にはどのような合理的配慮を考えればよいのでしょうか？

A：障害の特性を考慮して、どうすれば他の児童生徒等と同じように学習活動に参加ができるかを考えてください。

The illustration shows three students with their respective concerns and solutions. Each student has a blue speech bubble on the left and a yellow thought bubble on the right. The first student is a boy with black hair, looking sad. The second is a girl with black hair, also looking sad. The third is a boy with brown hair, looking sad. To the right of each student is a character with a red lightning bolt above their head, indicating a solution or idea.

次は何をすればいいかわかりません。

活動に見通しがもてるように、絵カードや手順表が準備できそうだ。

数学の文章題を読むことはできないけど、聞けば問題の意味はわかります。

パソコンのワープロソフトで問題を作って、音声読み上げ機能を使ってみよう。

友達と関わるのが苦手なので、急にグループ学習をされると苦痛です。

グループ学習することを事前に伝えて、無理なときは個別に活動してもよいことにしよう。

★ 文部科学省から出された「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に合理的配慮の具体例が示されています。

また、国立特別支援教育総合研究所が「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」を作成して、実践事例を公開しているので、『インクルDB』で検索して参考にしてください。

参考：（独）国立特別支援教育総合研究所ホームページ <http://inclusive.nise.go.jp/>

Q：合理的配慮を提供するまでの具体的な進め方やポイントは？

A：本人・保護者からの申出内容を基に、課題の把握をした上で、**組織として対応することや、丁寧な合意形成**に努めてください。

① 本人・保護者からの合理的配慮の提供に関する申出内容の確認をする。

※ 申出がない場合も、何らかの工夫が必要であることが明白な場合には、障害者差別解消法の趣旨に鑑みれば、**障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられるかどうか**の視点から判断し、自主的に取り組むことが望ましいです。



② 障害の状態や学校生活上の課題の把握をする。

※ どのような障害特性があり、どのような場面で、どのような困難があるのかを整理する。



③ 必要な合理的配慮を考える。

※ 本人、保護者からの申出について、その要望が実態と照らし合わせて適切であるか、担任だけで考えるのではなく、ケース会議や校内委員会などを活用し、管理職、特別支援教育コーディネーターや学年主任なども一緒に、**組織として考え、情報を共有することが大切です。**



④ 本人・保護者との丁寧な合意形成を行う。

※ 要望をそのまま実施することが難しい場合でも、**代替手段等を提案するなど、丁寧な合意形成に努め**、合理的配慮の方法や程度などを決めます。



合理的配慮の提供



⑤ 合理的配慮の提供による、改善の様子を確認する

※ 十分な教育が受けられているかを確認し、**必要に応じて、配慮の方法、程度などを柔軟に調整してください。**

※ 合意された合理的配慮の内容は、**個別の教育支援計画に明記し**、進級、進学などの際は、**確実な引継ぎをしてください。**

充実した合理的配慮の提供に向けて

～全ての児童生徒が豊かな学校生活を送るために～



平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、特別な支援が必要な児童生徒に対し、合理的配慮を提供することが定められました。

合理的配慮の提供とは、特別な支援が必要な児童生徒本人や保護者からの相談・申し出に応じ、他の児童生徒と平等に教育を受けるために、学校や設置者が過度な負担がない範囲で必要かつ適当な変更・調整を行うことです。

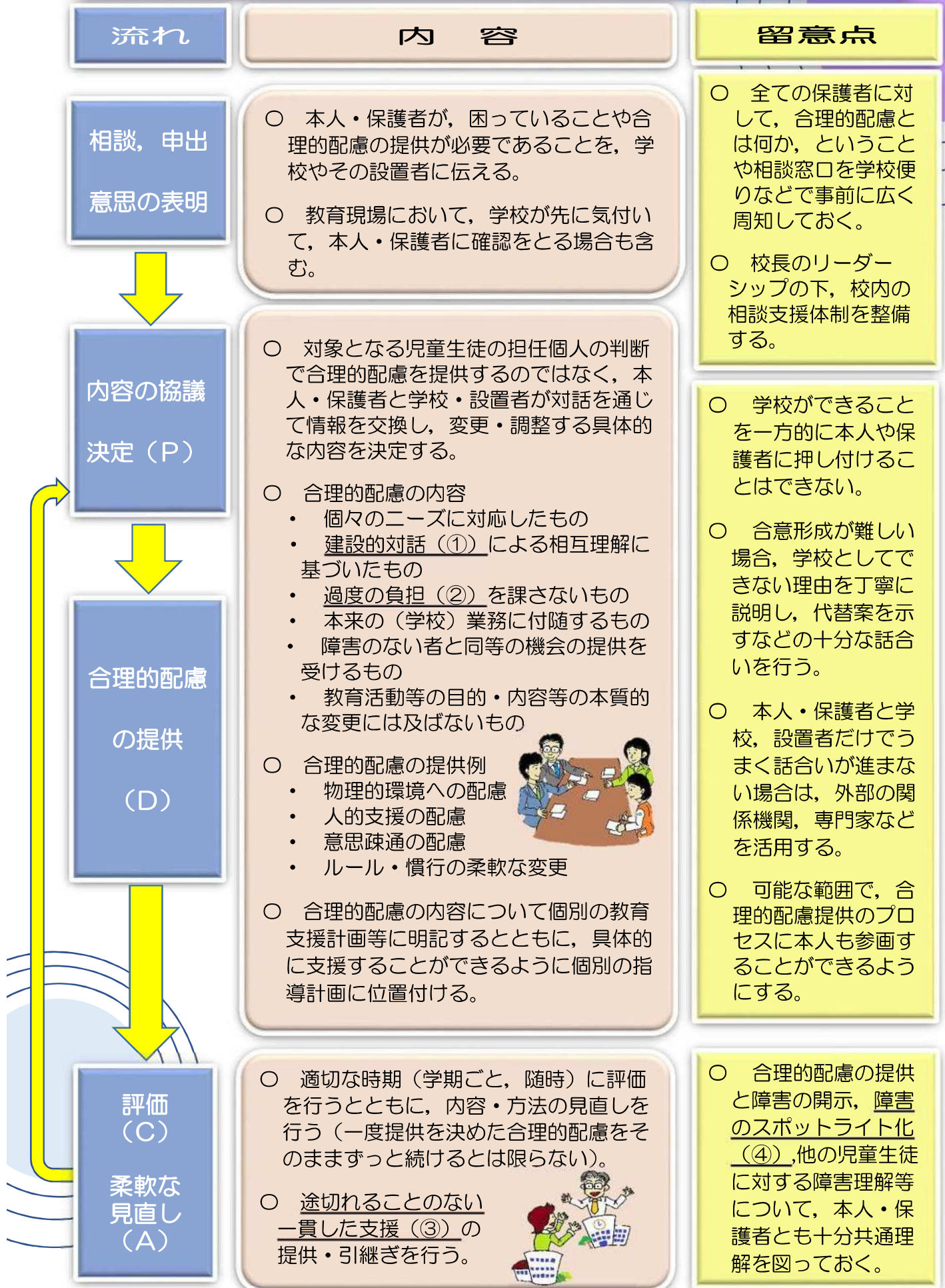
充実した合理的配慮が提供されるためには、学校・設置者と特別な支援が必要な児童生徒本人や保護者がお互いの意向と事情を尊重し、相互理解を深めながら、双方が納得できる合理的配慮を柔軟に探求するプロセスである「建設的対話」を行うこと、相談・申し出から内容の協議・決定、合理的配慮の提供、評価、見直しといった「PDCAサイクル」を意識して取組むことが大切です。

特別な支援が必要な児童生徒が他の児童生徒と同じスタートラインに立つことができるよう、改めて合理的配慮の提供について考えてみましょう。



平成31年3月
鹿児島県教育委員会

各学校における合理的配慮の提供プロセス（例）



用語解説

① 建設的対話

合理的配慮の提供については、常に意思の表明どおりに決まるとは限らず、意見が分かれる場合があります。その場合にどのようにして調整していくか、お互いの歩み寄りの部分を「建設的対話」と表現しています。

こうした対話を通して、対象となる児童生徒が直面している社会的障壁が確認・理解され、それを除去するために必要で、かつ可能な手立て（合理的配慮）が模索・特定されることとなります。

ここでの対話は、対象となる児童生徒・保護者と学校・設置者のどちらか一方の主張や言い分の「正しさ」を判断する場ではありません。双方が協同で問題を解決していく場としてイメージすることが大切です。



② 過度の負担

学校・設置者は、個々の児童生徒の障害の程度や教育的ニーズに応じて、できる限り合理的配慮を提供する必要がありますが、教育活動に著しい支障が生じたり、財政面、体制面等において大きな負担となったりしない範囲内で行う必要があります。

学校等が過度の負担になると判断した場合には、一方的に結論を伝えるような形にならないように努めるとともに、他の方法を一緒に検討することが大切です。



③ 途切れることのない一貫した支援

就学・進学等の移行期において、切れ目ない一貫した組織的な支援を提供するため、個別の教育支援計画や移行支援シート等による合理的配慮の引き継ぎを行うことが必要です。

合意形成された合理的配慮の内容やこれまでに提供した合理的配慮の内容の変更の経緯について、個別の教育支援計画等に明記し、関係する職員、保護者等が情報を共有することが大切です。



④ 障害のスポットライト化

対象となる児童生徒に対して、「手話通訳者を配置する」、「ワークシートを個別に準備する」などの合理的配慮を提供する際、障害の有無や状態について本人の意思に反して周囲に分かる形になってしまったり、注目を集めてしまったりすること（障害のスポットライト化）への配慮も必要です。

合理的配慮の「内容」だけではなく、配慮をどのように提供してほしいかという「方法」も児童生徒個々で異なりますので、本人・保護者との対話を通して共通理解を図るとともに、必要に応じて変更・調整を行うことが大切です。

合理的配慮に関するQ&A



Q 1 : 障害のある児童生徒本人・保護者から合理的配慮の申し出がない場合、合理的配慮の提供を行う必要はありませんか。

A 1 : 対象となる児童生徒が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、その児童生徒が十分な教育を受けることができるかどうかという視点から判断するとともに、適切と思われる配慮を提案するために本人・保護者に働き掛けるなど、学校・設置者は自主的な取組に努めることが大切です。



Q 2 : 合理的配慮の提供は「特別扱い」ではないか、と疑問を抱く職員がいます。どのように考えればよいですか。

A 2 : 合理的配慮は、他の児童生徒と同等の機会を提供する「特例」と言えますが、成績や能力という点で「優遇」するものではありません。

例えば、試験時に解答方法や問題用紙等の変更・調整を行うことは、試験で測りたい真の能力（知識・技能、思考力・判断力・表現力等）に影響を及ぼすものではありません。合理的配慮の提供によって、同じスタートラインに立つことができるようにするものです。

Q 3 : 車椅子を使用している児童生徒の修学旅行について、保護者の同行を参加の条件とすることはできますか。

A 3 : 対象児童生徒が肢体不自由であることから生じる移動上の困難や介助者の必要性を理由に、学校側から親の同行を参加の条件にすることは、障害を理由とした、対象児童生徒に対する不利益な取扱いであると考えられます。

対象児童生徒自らの力で移動することができるよう目的地や旅程を変更・調整したり、教員が分担・協力して介助することを検討したりすることが必要です。



Q 4 : 児童生徒本人の自己理解を促すため、合理的配慮の決定プロセスに参画させることはできますか。

A 4 : 自分が何に困っていて、その原因がどのようなことにあるのか、そして、それを解決する方法にはどのような方法があるのかを知ることは、本人が今後生きていく上で、非常に大切です。

将来、自分から意思の表明を必要とする場面が必要となることも考えられます。「決められる側から決める側への認識の移行」という点からも、児童生徒の実情に応じて、参画させることを検討してみましょう。

合理的配慮の実践事例

本県では、平成30年度から文部科学省「発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業」を受託し、各学校における合理的配慮の提供に関する様々な取組について研究しています。その一部を紹介します。

事例1

P

- 多くの人にとっては気にならないような音が、耐えられないほど大きく感じられてしまう聴覚過敏があり、学習に集中して取り組めないという児童の保護者から、周囲の音を軽減するためにイヤーマフを使用させたいとの申し出があり、校内委員会で対応を検討した。
- イヤーマフに関する情報が不足していたため、学校は使用方法や効果についてインターネットで調べるとともに、特別支援学校の巡回相談員にも使用例などについて電話で助言を求めた。

D

【合理的配慮の実際】

- イヤーマフは、聴覚過敏による困難さを軽減するために効果的であると判断し、その着用を認める。
- 急に大きな声で話し掛けないようにする。
- 合理的配慮の内容・方法について個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも位置付ける。



C

- イヤーマフを着用することで周囲の音も軽減され、音から逃げずにその場にいられることが増えてきた。
- 手で耳を塞ぐことがなくなり、学習や生活場面での活動量が増えてきた。

A

- 進級時、イヤーマフ着用の効果について次学年にも引き継いだ。
- イヤーマフよりも目立たない耳栓やノイズキャンセリングイヤホン（デジタル耳栓）についても情報収集を行った。

事例2

P

- 文章をスムーズに読むこと、字を書く際にバランスに気を付けたり枠の中に収めたりすることが困難な生徒の保護者から、読むことや書くことの負担を軽減させるために、文章の読み上げを教師が行ったり、ワークシートやタブレット端末等を活用したりしてほしいとの申し出があり、校内委員会で検討した。

D

【合理的配慮の実際】

- 書くことの負担を軽減するため、ワークシートを活用したり、タブレット端末のカメラ機能を用いた板書事項の撮影を認めたりする。
- 読むことの困難に対しては、本人からの要請に応じて、教師による教科書や問題文の読み上げを行う。
- 定期試験等では、問題文や解答用紙の拡大、時間延長などを行う。
- 合理的配慮の内容・方法について個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも位置付ける。



C

- 年間を通して授業中や定期テスト時に合理的配慮を行ってきたことで、読むことや書くことに対する負担は軽減され、学習内容の理解が深まった。
- 日々の合理的配慮の提供を踏まえ、中学校長から受検する高校の校長に対して合理的配慮の提供の申請を行った。

A

- 中学校で行ってきた合理的配慮の内容・方法について移行支援シート等に記入し、高校合格後の中高連絡会において引継ぎを行った。

事例3

P

- 文字を書く際に文字の大きさや形が整わずマスからはみ出る、授業中に板書事項を全て書き終えることができないといった困難を抱える児童の保護者から、「特別支援教育支援員を配置して、マンツーマンの対応をしてほしい。」との申し出があり、具体的な対応策を検討した。



- 保護者に対して、特別支援教育支援員によるマンツーマンの対応は人的配置の問題から困難であることを丁寧に説明するとともに、保護者や本人と話し合いを進める中で、本児は文字を書くことに困難さがあり、その困難さへの配慮を充実させてほしいということが、本人・保護者の申し出の本質であることが明らかになった。このことを踏まえた上で代替案を示し、了解を得た。

【合理的配慮の実際】

D

- 板書事項全てではなく、ポイントになるところのみを書くワークシートを用意する。
- 拡大コピーなどを用いて実態に合った大きさのマスや罫線を用意する。
- タブレット端末、デジカメ等の使用による板書事項の記録を認める。
- 合理的配慮の内容・方法について個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも位置付ける。

C

- ワークシートや実態に応じたマス・罫線を使用することで、進んで板書事項を記録しようとしたり、丁寧に書こうとしたりするようになった。
- 板書事項の撮影により、授業中に書き終えることができなかった部分を家庭で確認し、ワークシートを完成させることができるようになった。

A

- 本人から、「タブレット端末等の使用による板書事項の記録は、周囲の友達の視線が気になる。」との申し出があったので、授業後に職員室等の別室で教師の板書計画（又はワークシートの模範解答）を渡す方法に変更した。

【法令等・参考資料】

- ・ 文部科学省、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」、平成24年
- ・ 文部科学省、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」、平成27年
- ・ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、平成28年 施行
- ・ 鹿児島県教育委員会、「鹿児島県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領について（通知）」、平成28年
- ・ 川島・飯野・西倉・星加、「合理的配慮—対話を開く、対話が拓く」、平成28年、有斐閣

こちらのQRコードから、県教育委員会が作成した特別支援教育に関する資料等を紹介しているページをご覧いただけます。



LD・ADHD等気付きのためのチェックリスト

児童生徒氏名 ()

入力日 年 月 日

入力者 ()

I 学習面に関する困難を調べる項目

「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」、「計算する」、「推論する」の6領域に、各5問ずつ計30項目から構成される。それに対して、0:ない、1:まれにある、2:ときどきある、3:よくあるの4段階で回答する。各領域ごとに合計点を出し、12ポイント以上の領域が一つでもあれば、「学習面に困難があり、何らかの支援が必要な児童生徒」と判断する。(本チェックリストで、障害の有無や診断はできません)

領域	項目	0~3で回答	領域合計
聞く	・聞き間違いがある(「知った」を「行った」と聞き間違える)		0
	・聞きもらしがある		
	・個別に言われると聞き取れるが、集団場面では難しい		
	・指示の理解が難しい		
	・話し合いが難しい(話し合いの流れが理解できず、ついていけない)		
話す	・適切な速さで話すことが難しい(たどたどしく話す、とても早口である)		0
	・ことばにつまる		
	・単語を羅列したり、短い文で内容的に乏しい話をしたりする		
	・思いつくままに話す等、筋道の通った話をするのが難しい		
	・内容を分かりやすく伝えることが難しい		
読む	・初めて出てきた語や、普段あまり使わない語などを読み間違える		0
	・文中の語句や行を抜かしたり、又は繰り返し読みだりする		
	・音読が遅い		
	・勝手読みがある(「いきました」を「いました」と読む)		
	・文章の要点を正しく読み取ることが難しい		
書く	・読みにくい字を書く(字の形や大きさが整っていない、まっすぐに書けない)		0
	・独特の筆順で書く		
	・漢字の細かい部分を書き間違える		
	・句読点が抜けたり、正しく打ったりすることができない		
	・限られた量の作文や、決まったパターンの文章しか書けない		
計算する	・学年相応の数の意味や表し方についての理解が難しい(三千四十七を300047や347と書く。分母の大きい方が分数の値として大きいと思っている)		0
	・簡単な計算が暗算でできない		
	・計算をするのにとっても時間がかかる		
	・答えを得るのにいくつかの手続きを要する問題を解くのが難しい(四則混合の計算、二つの立式を必要とする計算)		
	・学年相応の文章題を解くのが難しい		
推論する	・学年相応の量を比較することや、量を表す単位を理解することが難しい(長さやかさの比較、「15cmは150mm」ということ)		0
	・学年相応の図形を描くことが難しい(丸やひし形などの図形の模写、見取り図や展開図)		
	・事物の因果関係を理解することが難しい		
	・目的に沿って行動を計画し、必要に応じてそれを修正することが難しい		
	・早合点や、飛躍した考えをする		

12ポイント以上ある領域					
聞く	話す	読む	書く	計算する	推論する

児童生徒氏名 ()

入力日 年 月 日

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------

入力者 ()

II 行動面に関する困難を調べる項目①

「不注意」、「多動性—衝動性」に関する各9項目、計18項目から構成される。リストでは交互に並べてある。それに対して、0:ない、もしくはほとんどない、1:ときどきある、2:しばしばある、3:非常にしばしばあるの4段階で回答する。回答の0,1を0点,2,3を1点に換算し、少なくとも下記の一つの群で該当する項目が6ポイント以上であれば、「行動面に困難があり、何らかの支援が必要な児童生徒」と判断する。(本チェックリストで、障害の有無や診断はできません)

〔「不注意」、「多動性—衝動性」〕	0~3で回答	換算点
1 学校での勉強で、細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをしたりする		0
2 手足をそわそわ動かしたり、着席していても、もじもじしたりする		0
3 課題や遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい		0
4 授業中や座っているべき時に席を離れる		0
5 面と向かって話し掛けられているのに、聞いていないようにみえる		0
6 きちんとしていなければならない時に、過度に走り回ったりよじ登ったりする		0
7 指示に従えず、また仕事を最後までやり遂げない		0
8 遊びや余暇活動に大人しく参加することが難しい		0
9 課題や活動を順序立てて行うことが難しい		0
10 じっとしていない。または何かに駆り立てられるように行動する		0
11 集中して努力を続けなければならない課題(学校の勉強や宿題など)を避ける		0
12 過度にしゃべる		0
13 課題や活動に必要な物をなくしてしまう		0
14 質問が終わらないうちに出し抜けて答えてしまう		0
15 気が散りやすい		0
16 順番を待つのが難しい		0
17 日々の活動で忘れっぽい		0
18 他人がしていることをさげざったり、じゃましたりする		0
奇数番目の設問群(不注意)換算点合計	0	0
偶数番目の設問群(多動性—衝動性)換算点合計	0	

児童生徒氏名 ()

入力日 年 月 日

--	--	--

入力者 ()

Ⅲ 行動面に関する困難を調べる項目②

「対人関係やこだわり」等に関する各27項目から構成されている。それに対して、0:いいえ, 1:多少, 2:はいの3段階で回答する。該当する項目が22ポイント以上であれば、「行動面に困難があり, 何らかの支援が必要な児童生徒」と判断する。(本チェックリストで, 障害の有無や診断はできません)

[「対人関係やこだわり」]	0~2で 回答
・ 大人びている, ませている	
・ みんなから, 「〇〇博士」, 「〇〇教授」と思われている (例: カレンダー博士)	
・ 他の子どもは興味をもたないようなことに興味があり, 「自分だけの知識世界」をもっている	
・ 特定分野での知識を蓄えているが, 丸暗記であり, 意味をきちんとは理解していない	
・ 含みのある言葉や嫌みを言われても分からず, 言葉どおりに受け止めてしまうことがある	
・ 会話の仕方が形式的であり, 抑揚なく話したり, 間合いが取れなかったりすることがある	
・ 言葉を組み合わせると, 自分だけにしか分からない造語を作る	
・ 独特な声で話すことがある	
・ 誰かに何かを伝える目的がなくとも, 場面に関係なく声を出す (例: 唇を鳴らす, 咳ばらい, 喉を鳴らす, 叫ぶ)	
・ とても得意なことがある一方で, 極端に不得手なものがある	
・ いろいろな事話す, その時の場面や相手の感情や立場を理解しない	
・ 共感性が乏しい	
・ 周りの人が困惑するようなことも, 配慮しないで言う	
・ 独特な目つきをすることがある	
・ 友達と仲良くしたいという気持ちはあるが, 友達関係をうまく築けない	
・ 友達のそばにいるが, 一人で遊んでいる	
・ 仲のよい友人がいない	
・ 常識が乏しい	
・ 球技やゲームをする時, 仲間と協力することに考えが及ばない	
・ 動作やジェスチャーが不器用で, ぎこちないことがある	
・ 意図的でなく, 顔や体を動かすことがある	
・ ある行動や考えに強くこだわることによって, 簡単な日常の活動ができなくなることがある	
・ 自分なりの独特な日課や手順があり, 変更や変化を嫌がる	
・ 特定の物に執着がある	
・ 他の子どもたちから, いじめられることがある	
・ 独特な表情をしていることがある	
・ 独特な姿勢をしていることがある	
合計	

【特別支援教育支援員の効果的な活用について】

1 特別支援教育支援員を含めた校内支援体制づくり

管理職のリーダーシップのもと、特別支援教育支援員も含めた「チーム学校」で校内支援体制づくりを推進する。

管理職の役割（例）

- 校務分掌組織図への特別支援教育支援員の位置付け
 - ・ 年度当初に、特別支援教育支援員の役割や位置付けを、特別支援教育支援員本人や教職員、保護者に説明する。

☆ 特別支援教育支援員の主な役割 ☆

- ・ 基本的な生活習慣確立のための日常生活の介助
- ・ 発達障害の診断等のある児童生徒に対する学習支援
- ・ 学習活動、教室間移動等における介助
- ・ 児童生徒の健康、安全確保関係
- ・ 運動会、学習発表会等の学校行事における介助

- 校内支援体制の整備
 - ・ 特別支援教育支援員による支援が必要な児童生徒については、個別の指導計画を作成する。
 - ・ 特別支援教育支援員の時間割や配置学級等を調整する担当者（特別支援教育コーディネーター等）を設定する。
- 連絡・相談窓口の設定
 - ・ 特別支援教育支援員の連絡・相談窓口となる担当者を設定する。
- 勤務体制の工夫
 - ・ 校内支援委員会への参加など、放課後等にも勤務できるよう時間を調整する。

特別支援教育コーディネーターの役割（例）

- 学級担任と特別支援教育支援員とが連携して支援できるよう、学校全体をコーディネート（調整役）
 - ・ 担任が作成した個別の指導計画等をファイルに綴り、特別支援教育支援員がいつでも見ることができるようにするなど、児童生徒の実態や支援に関する情報の共有化を図る。
 - ・ 学級担任等と相談し、特別支援教育支援員が支援に入る時間割を調整する。
 - ・ 学校行事等の連絡事項を、特別支援教育支援員に伝達する。
 - ・ 特別支援教育支援員との定期的な打合せ会を開催する。
 - ・ 特別支援教育支援員の日誌を全ての教職員が読むことができるようにする。

学級担任の役割（例）

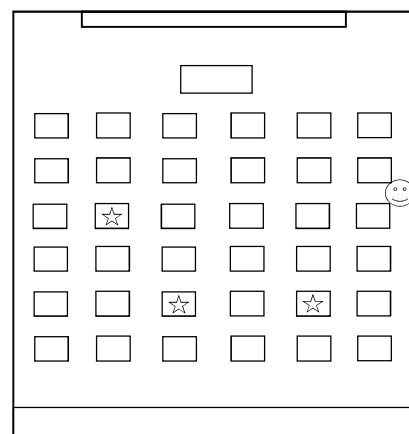
- 学級担任と特別支援教育支援員との連携
 - ・ 対象児童生徒の個別の指導計画を作成し、学習面や行動面等の実態や特別支援教育支援員が行う支援内容を明記する。
 - ・ 児童生徒の実態や特別支援教育支援員が行う支援内容を、個別の指導計画をもとに説明する。授業における支援の方法は、具体的に伝える。
 - ・ 他の児童生徒との接し方について説明する。
 - ・ 授業後は支援等について特別支援教育支援員と振り返り、次の支援につなげることができるようにする。
 - ・ 特別支援教育支援員と教科担任との連携をサポートする。
 - ・ 特別支援教育支援員が書いた日誌を読んで、必要に応じて児童生徒の実態把握や支援方法の再検討を図る。

2 特別支援教育支援員の役割

- 心構え
 - ・ 児童生徒と信頼関係を築くことができるようにする。
 - ・ 学級担任と連携を図る（学級経営方針、個別の指導計画等）。
 - ・ 保護者等へ連絡する場合は、必ず学級担任の指示に基づいて行う。
 - ・ 守秘義務を徹底する。
 - ・ 児童生徒に対して、過不足ない支援を心がける。

- 実際に支援をする際のポイント

- ・ 教室内に特別支援教育支援員の立ち位置を決める。
基本的には、児童生徒の隣に常時付いて支援を行うことはしない。
- ・ 立ち位置は、教師と児童生徒とのやり取りの様子が見える教室斜め前方又は横が望ましい（難しい場合は斜め後方）。
- ・ 支援が必要なときに支援に入り、それ以外は立ち位置に戻り、見守るようにする。
- ・ 児童生徒が自ら支援を求められるようにする。
- ・ 担任や教科担任が話をしているときは、できるだけ指示は控える。
- ・ 支援に入るタイミングは…
 - ① 担任・教科担任による全体指示を確認
→ 友達同士の学び合い(確認し合う、教え合う等)
※ 友達との学び合いの妨げになっていないか、意識する。
 - ② 担任・教科担任による個別指示を確認
 - ③ 特別支援教育支援員による個別指示を行う
- ・ どのような手掛かりがあるときに、一人でできることが多いか、観察し記録する。



立ち位置の例

- ☆：対象児童生徒
- 😊：立ち位置

3 市町村教育委員会の役割

- 特別支援教育支援員への助言や研修会の設定
 - ・ 他校での取組事例を紹介する。
 - ・ 特別支援教育支援員が行う支援の在り方等に関する研修会を実施する。